

松江市 Ruby 技術者認定資格取得促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市 Ruby 技術者認定資格取得促進助成金(以下「助成金」という。)については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Ruby 技術者認定試験 一般財団法人 Ruby アソシエーションによる Ruby Association Certified Ruby Programmer 認定試験をいう。
- (2) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校をいう。

(助成の対象等)

第3条 助成金の名称、助成金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、助成対象経費、交付の率又は金額、助成対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

助成金の名称	松江市 Ruby 技術者認定資格取得促進助成金
助成金交付の目的	松江市内の教育機関に在籍する児童、生徒又は学生に Ruby 技術者認定資格を取得しやすくすることにより、松江市から多くの Ruby 技術者を輩出する土壌を創造し、もって Ruby の街としての地域ブランドを創生することを目的とする。
交付の対象である事務又は事業の内容	Ruby 技術者認定試験の受験。ただし、この助成金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を申請し、又は受けている場合を除く。
助成対象経費	Ruby 技術者認定試験を受験する際に支払った受験料(消費税及び地方消費税の額を除く。)
交付の率又は金額	助成対象経費の2分の1の額
助成対象者の範囲	松江市内の教育機関に在籍する児童、生徒又は学生
終期	令和7年3月31日

(助成の制限)

第4条 この要綱による助成金の交付は、1年度につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市 Ruby 技術者認定試験資格取得促進助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 松江市内の教育機関に在籍していることがわかる書類（学生証等の写し）
- (2) 受験料を支払ったことがわかる書類
- (3) PrometricID が確認できる書類
- (4) 振込先金融機関口座が確認できる書類

2 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、前項第2号の書類の提出により、その提出があったものとみなす。

（助成金の交付決定及び確定）

第6条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、松江市 Ruby 技術者認定試験資格取得促進助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届の省略）

第7条 規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（助成金の交付）

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の額を確定したときは、遅滞なく助成金を交付するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。